

議会基本条例検討協議会（第23回）

平成25年 4月30日（火）

場 所：委員会室

1 逐条解説について（資料1）

2 その他

午後1時04分 開会

1. 逐条解説について

【河崎会長】 逐条解説について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 前は第8条について、途中まで協議した。秘密会に関しては本市議会では把握している範囲では行われていないこともあり、記載の削除案が出ていた。よって、1点目の解説は、「や、地方自治法等で定める秘密会」以下の記載を、括弧書きを含め削除し、「等を想定しています。」とすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 ほかに修正等はあるか。

【中村副会長】 新政クラブは、3点目と4点目の解説は削除でお願いしたい。

【河崎会長】 どのような理由か。

【中村副会長】 3点目の解説は、正式な会議としていない云々の記述は載せる必要がないとの考えであり、4点目の解説は、自治基本条例には問題があると考えており、自治基本条例の規定があって議会基本条例と思わせるような記述はしないとの考えである。

【河崎会長】 ほかの会派はどのように考えるか。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、3点目は記載しないとの考え方も確かにあるが、会議録の請求ができることを記載しておいたほうがわかりやすい。4点目は、自治基本条例は現状施行されており、そこで規定されている責務には現状拘束されるので、残して置いてよい。

【山本委員】 みんなの党大和は、3点目は策定の背景も解説すべきと思うので、削除はいかがか。4点目は、自治基本条例に問題はあるとは思いますが、保有する情報を原則として公開は、自治基本条例に規定されていなくても行うべきで、記載したほうがよい。

【古谷田委員】 大和クラブは、3点目は削除でよい。正式な会議ではないものをここで記載するのは、市民にわかりづらい。4点目は、市民にわかりやすくするためには記載があってもよい。

【山田委員】 公明党は、4点目は議会基本条例と自治基本条例は立場の違う条例であり、議会基本条例で会議及び情報の公開をしっかり定めるので、あえて自治基本条例を出さなくてもよい。3点目は、考え方にもよる。正式な会議にしていけないので載せなくてもよいとの考え方もあるが、一方で本会議と委員会以外はどのようになっているのかとの市民の目線から見たとき、会議録があるものは情報公開請求により公開していると知らせる意味では有効である。

【窪委員】 日本共産党は、全会一致するのであれば削除でもよい。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動は、3点目は、各派代表者会と全員協議会は本協議会での協議の結果、公開しないと決まったが、会議録があるものは公開していることは市民に知らせる必要があると考える。4点目は、自治基本条例が原則として公開を定めていることは大きいと考えている。新政クラブ等が問題視しているのは市民の定義についてであり、議会について定めている規定を問題視する発言はなかったことから、

他の関係する条例ということで記載が必要と考える。

【中村副会長】 なるべく解説は細かいことは書かず、読んでわかることはあえて解説しないというスタンスがよい。条文をさらに解説することにより、条文に新しい考え方をつくってしまうことはどうなのか。8会派がぎりぎりのところで合意してきたことを考えると、条文を超える解釈とならないような記載がよいと考えている。条文第1項、第2項は読んで字のごとくであるし、第3項はあくまでも議員の審議結果の公開を規定しているのを、幅広く自治基本条例第13条とつなげて、ほかのものも含めてしまうような書き方はいかがか。自治基本条例を否定しているわけではないが、議会基本条例の解説であえて引用することはない。

【河崎会長】 3点目について、「正式な会議としていない」を削除することでどうか。本会議及び委員会以外は公開しないのかとの疑問に答えるために、後段は記載する。条文に書いてあることは改めて書く必要がないとの意見だが、行間を補足する意味で、本協議会は公開していることを知らせていくことはよいのではないか。

【中村副会長】 「本会議及び委員会は、原則として公開とする」との条文に至るまでに、随分いろんな意見があった。現在本市議会では、本会議と委員会以外は公開していない。会議録があれば公開すると書くことにより、ほかの会議も公開しているとの誤解を受けてしまうのではないか。公開は本会議と委員会で合意されており、そのように書かなければいけないのではないか。

【山本委員】 本会議と委員会は原則として公開だと、ほかの会議はどうなのかと疑問を持つ。そこで条文にないことの解説として、代表者会等は会議録を情報公開請求があれば公開しているとの解説が必要ではないか。

【河崎会長】 3点目の解説は現状を書いている。条文にない情報なので、市民への解説として書いているだけである。なぜ削除なのかわからない。

【中村副会長】 あえて書く意味は、将来的にこれらの会議も公開していきたいとの意図があるからではないか。

【山本委員】 背景にあった議論を本当は説明しなければならないが、延々と書くわけにはいかないので、事実だけを淡々と記載するこの解説でよいのではないか。条文に書いてあることだけを解説すればよいとのことなのか。

【河崎会長】 現状行っていることは各会派で合意している。「正式な会議としていない」との表現がよろしくなければ、削除してもよい。

【二見委員】 逐条解説に本協議会のことを記載するのはどうなのか。

【河崎会長】 議会基本条例が公開された会議で議論され、必ずしも議員だけで条例をつくったのではないという一つの説明でもある。第2項「議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努める」の具体的なイメージとして3点目の解説は必要ではないか。

【中村副会長】 副会長としてつくった案（資料1の参考資料）では、第2項の解説を「議会は、会議録を市議会ホームページ等で公開するなど積極的に情報提供を行います」と記載しており、必要にして十分な解説と考えている。代表者会や全協だけでなく、ほかの事項も幅広く情報公開請求の手続きは取れるし、ホームページでもいろんな情報が提供されている。現にホームページでの情報提供自体、あまり知られていない。そういった点を伝えることで十分であると考えている。代表者会、全協の2つをわざわざ名指しで出したいのはどうしてなのか。

【河崎会長】 本会議及び委員会のほかに、代表者会や全協、そのほかに研究会などがあるので「等」としている。公開すべきとの意見もたくさんあったが、会議録があるものについてはそれを公開するとの現状は超えられないと合意した。議会にどのような会議があるのか市民に具体的に知ってもらう必要がある。

【中村副会長】 代表者会、全協だけではない。今後公開することとしたり、新しい会議が加わったりすると、その都度解説を修正しなければならない。逐条解説はある程度恒久的な時間に耐えられるものであるべきで、あえて書く必要はない。

本協議会で代表者会、全協も公開すべしとの意見があり、その流れで名称だけでも書きたいとの意図があるのではないか。

【河崎会長】 市民から、どうして代表者会や全協は公開しないのかとの質問が現実にある。

【中村副会長】 それが大勢の市民の意見であるかのような言い方をして、だから書くべきとの議論は少し飛躍した考え方ではないか。

【赤嶺委員】 条文を読んでわかるものは書かなくてよいとの考え方は理解できる。代表者会、全協は条文には入っていないので、情報公開の程度は判断しづらい。手続きを踏めば会議録があるものは請求できると記載することは、何ら不思議ではない。

【中村副会長】 考え方の違いで、どちらが正しいということではない。

【河崎会長】 どのように合意するかである。

【中村副会長】 一定のところで合意できていれば合意できているところまで書くが、まったく合意できなければ削除するしかない。

【河崎会長】 お互いの合意点をどう探るかである。4点目を新政クラブの主張どおり削除して、3点目は生かすという妥協の仕方もある。

【赤嶺委員】 会長案でよいのではないか。

【井上委員】 会派に持ち帰らないと結論は出せない。

【河崎会長】 逐条解説も会派での合意が必要か。

【窪委員】 合意ができなければ削除でよいと考えているが、3点目を生かしたいなら「正式な会議としていない各派代表者会や全員協議会等は、」を削除してはどうか。

【中村副会長】 その案でもよい。議会の中に正式な会議とそうでない会議があって、正式な会議でないものの代表は代表者会と全協で、公開されていないが情報公開請求すれば云々と細かい説明をする必要はない。

【河崎会長】 「正式な会議としていない」は削除の提案をしている。

【中村副会長】 窪委員の提案どおり「会議録があるものについては、大和市情報公開条例に基づき公開しています」とし、主語として、参考資料に記載の「議会は、会議録を市議会ホームページ等で公開したり」を前段に加えることでどうか。

【窪委員】 それで趣旨は生かされるのではないか。

【山田委員】 代表者会、全協を入れることにより今後公開すべきと持ってくる意図を感じることで削除の意見と感ずるので、窪委員の提案であれば合意がなされるのではないか。

【中村副会長】 「正式な会議としていない各派代表者会や全員協議会等」が削除されるのならよい。

【河崎会長】 他の会議がどういうものかの解説はどうするのか。

【中村副会長】 全部の疑問を解決するのが逐条解説の目的ではない。

【赤嶺委員】 今の提案内容だと、第8条第2項を読めばよいだけの話になってしまう。

【河崎会長】 参考資料の「会議録を市議会ホームページ等で公開するなど積極的に情報提供を行います」との解説だと、条文に書いてあるものは書かなくてよいとの主張と齟齬を生じているのではないか。

【山本委員】 「正式な会議としていない各派代表者会や全員協議会等は」を「公開していない会議についても」とするののも一つの方法である。

【議事担当係長】 今の提案だと、公開していない会議を情報公開条例に基づき公開しているとなる。前段は傍聴等の公開、後段は情報公開請求による公開とのことだと思うが、後段を「開示」にする等しないと、一文の中に2度公開と出てくると矛盾を感じる。

【河崎会長】 市の条文では、情報公開条例に基づき公開しているという書き方になっており公開としたが、逐条解説なので開示でもよいと思う。「公開していない会議については、会議録があるものは、大和市情報公開条例に基づき開示しています。」とするのも一つの案である。

【中村副会長】 その案でよいのではないか。

【河崎会長】 後段は「、本会議と委員会以外にも」を削る。

【窪委員】 4点目の解説は削除でよいか。

【河崎会長】 まず3点目の解説について、先ほど述べたとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 4点目の解説はどのようにするか。

【窪委員】 自治基本条例で定めているので、あえて記載する必要はない。

【河崎会長】 4点目の解説は削除でよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第9条について、条文が「市長等」となったので、解説も「議会と市長等との関係」と「等」を挿入したい。

【赤嶺委員】 末尾の「市民福祉の向上につながると考えます」を「二元代表制に求められています」に変更を提案したい。

【窪委員】 議会が目指すのは二元代表制ではなく、あくまでも市民の生活をどう豊かにするかではないか。このまま原文を生かしておく必要があるのではないか。

【赤嶺委員】 この解説だと「均衡と抑制のとれた緊張関係を保って機能すること」イコール「市民福祉の向上につながる」と捉えられかねないと考えた。

【河崎会長】 二元代表制は目的ではなく手段であって、あくまでも目的は市民福祉の向上である。そのことは前文にも記載がある。緊張関係を保つことにより、市民福祉の向上につながるとしたほうがよいと考えた。

【二見委員】 新政クラブは、この条の逐条解説は、参考資料の解説のほうがよいと考えている。

【河崎会長】 ここの参考資料の解説は、条文に書いてあることではないか。

【二見委員】 資料1の解説は「議会と市長は共に市民の代表」とあり、「市民」がいろいろと議論になっているので載せないほうがよい。

【河崎会長】 ほかの会派は何か意見があるか。

【山田委員】 原案で賛成である。「市民」の問題はあるが、議会基本条例を定める目的の中には、二元代表制でお互いの意見をきちんと言いながら、市民福祉の向上をしていくことが大事であると前文にもある。市民福祉の向上に異論がなければ、このことを記載するのは大事ではないか。

【窪委員】 条文に入れてもよいくらいである。この記載がないと、何のために市長と議会が緊張関係を保たなければならないのかとなりかねない。

【河崎会長】 原案のとおりでよろしいか。

【赤嶺委員】 ここは前文の解説ではなく、第9条の解説である。この条の重要な部分は、執行機関との緊張ある関係を保つことである。ここで言うべきことは市民福祉の向上ではない。ここに書く必要があるのは、なぜ緊張関係を保たなければならないかの説明であり、その説明の中に市民福祉の向上との言葉があるよりも、しっかりとそれを明確にする言葉が入っていたほうがよいと考え、提案した。

【河崎会長】 「議会と市長は共に市民の代表です。」を「市民福祉の向上のため、」とし、「市民福祉の向上につながると考えます」を「重要です」とすることでどうか。

【中村副会長】 「均衡と抑制がとれた」とはそうなのか。

【河崎会長】 他市の条例の逐条解説を参考にした。「緊張ある関係」の解説としては、よい解説だと考えた。

【中村副会長】 チェックアンドバランスのことで、三権分立でお互いに均衡と抑制がとれて、お互い監視もし合ってバランスがとれているというようなことだが、地方自治体においても、行政と議会の関係はそういう関係なのか。議会が行政をチェックしているという点ではそうではある。

【河崎会長】 副会長は、緊張ある関係はどういうイメージなのか。

【中村副会長】 馴れ合いにならないということである。

【河崎会長】 馴れ合いにならないとは書けない。

【中村副会長】 だから緊張関係でよいと考えている。均衡と抑制で、地方自治体もそうであるなら別に構わない。

【窪委員】 行政は、議案を通すために議会に対して配慮する面があり、ある面で抑制している。

【河崎会長】 お互いを否定し合うことは、結局市民福祉のためには役に立たない。二元代表で対立し合うのが目的ではなく、市民福祉の向上に繋がるために、適切な緊張関係を保つことが大切である。

【窪委員】 芸文ホールの座席の問題も、議会からふやすべきとの意見があり、行政としてもふやさざるを得なくなった。緊張の中で抑制が働いたのではないか。よって、この表現でよいのではないか。

【河崎会長】 「議会と市長等との関係について明記しました。前文の解説で述べたように、市民福祉の向上のためには、議会は議事機関（議決機関）として、市長は執行機関の長として、両者が均衡と抑制のとれた緊張関係を保って機能することが重要です。」でよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第 10 条について、意見等はあるか。

【山田委員】 「詳細な説明資料」は「十分な説明資料」のほうがよいのではないか。

【河崎会長】 「詳細な」を「十分な」に変更することで、第 10 条についてはよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第 11 条について、2 点目の解説の「市長その他の執行機関」は「市長等」にしたほうがよい。「第 2 条で」から「行うこととしました。」までは削除してもよい。意見等はあるか。

【二見委員】 新政クラブは、1 点目の解説の自治基本条例の引用は削除。この条の解説も参考資料の解説のほうがよいと考える。

【河崎会長】 山田委員がサイクルということを強く主張していたので、計画・実行・評価・改善のサイクルを解説したかった。

【山田委員】 1 点目の解説は削除でよいと考える。2 点目の解説の最後の文章は「執行機関の計画・実行・評価・改善の行政運営サイクルに参与していくことを規定しました。」としたい。「今後検討していきます」は、いろいろな意見を伺いながら、もっと十分研究してからやっていく必要があることから、あえて「今後検討」と入れることよりも「規定しました」と事実を解説するのがよいのではないか。

【河崎会長】 1 点目の解説を削除し、2 点目は「議会として、執行機関の計画・実行・評価・改善の行政運営のサイクルに参与することができることを定めました。」とするということか。

【山田委員】 そのような文章となる。

【窪委員】 議会が行政評価を行うに当たっては、担当職員から説明を受けて、適正に執行されているのかどうかを検討するイメージか。

【河崎会長】 具体的な部分は、やることになったときに検討していくことになると思うので、そこまでは書けない。

【窪委員】 参与するとは、肯定的に参加していくということになりはしないか。否定的に評価する場合もある。そういうイメージでよいか。スタッフの問題もある。

【河崎会長】 監視、チェックは「計画・実行・評価・改善」の中に入っている。

【窪委員】 「参与」でよいのか。

【河崎会長】 「参与」について、事務局に辞書で調べてもらいたい。ほかに何か意見等はあるか。

【中村副会長】 すぐに行う、検討し始めることに、会派全体の合意は得られていない。行政評価にはいろいろあるが、決算委員会などでの議論を活発にして、決算段階でのチェックをもっとしっかりやることを中心にやっていくべきで、行政評価の手法を取り入れるにはまだ早いとの意見もあり、「行うことができる」という条文に落ち着いている。よって、参考資料の解説であれば合意が得られているが、これ以上の細かいことを逐条解説で書くことは了とできないというのが、新政クラブの委員の意見である。

【窪委員】 決算委員会で審査も行うが、一つのテーマを決めてそれを集中的にやるこ

とには議員の力量も問われる。

【河崎会長】 行政評価が今までどおりの監視やチェックなら、別の条文でも規定しているのだから、この条を設けた意味がない。執行機関のサイクルに議会がかかわっていくというところで、議会として行政評価ができることとしたという解説が適切ではないか。

【赤嶺委員】 山田委員の案を再確認したい。

【河崎会長】 「議会として、執行機関の計画・実行・評価・改善の行政運営のサイクルに参与することができることを定めました。」である。

【山田委員】 「参与できることを定めました」のほうがよい。

【山本委員】 文末の表現が「規定しました」「明記しました」「定めました」などいくつかあるが、特に差があるわけではないと理解してよいか。

【河崎会長】 ただ「明記しました」のほうが、印象が深いとか、「定めました」のほうが適切というようなどころは考えている。条文が「できる」で、やるかどうかもわからない内容で「明記しました」は少しおかしいので、ここは「定めました」かと思う。

【赤嶺委員】 PDCAサイクルは重要と認識しており、山田委員の提案に賛成する。

【議事担当係長】 「参与」について、広辞苑では「ある物事に関係すること。かかわること。」用例として「国政に参与する。」である。

【古谷田委員】 1点目は削除でもよい。参考資料の解説もすっきりしていてわかりやすいが、PDCAサイクルも重要なので、ミックスさせた感じがよいのではないか。

【山本委員】 さきほどの案でよい。

【河崎会長】 新政クラブは譲歩できるか。

【中村副会長】 参考資料の解説でお願いしたい。会派内では、行政の執行に対し議会がしっかりチェックしていくというのが大半の考え方であり、議会としての行政評価に好意的でない意見がある中で、「できる」と規定したことを言質として、どんどん先に進めていくことでは合意が難しくなる。行政評価を否定しているわけではない。

【河崎会長】 本協議会での議論をある程度反映するため、逐条解説は会議録を読みながら作成している。この項目では、評価をした結果が予算に繋がっていく重要性の議論があり、ただの監視ではなく、議会としてサイクルにかかわっていくことが重要とのことで、行政評価のイメージは共有化できたが、他の議員にはそこまで共有化できていないことから「できる」という条文となった。「今後検討していく」は削除しても構わないが、チェックするだけではないイメージを他の議員にも持ってもらい、できる、できないを判断してもらったほうがよいのではないか。ただ、チェックすることが議会としての行政評価と誤解されないためにも、サイクルに参与するという目的があることを正しく理解してもらい、判断してもらいたい。

【中村副会長】 条文に「行政評価ができる」と書いてあるので、行政評価はできる。チェックだけが行政評価ではないかもしれないが、チェックは非常に大きな仕事で、十分にできているかと言えば、断言はできない。それをまずはしっかりやり、その先にさらなる行政評価についても検討していこうという形である。条文化されただけでも大きい。これをしっかりやっていくということではよいのではないか。

【河崎会長】 行政評価を正しく理解してもらいたいというところで、逐条解説で書いている。すぐにやると読めてしまうのであれば、そのように読めない修正案を提案してもらいたい。

【中村副会長】 参考資料の解説でお願いしたいと述べている。逆に参考資料の解説に付け加えたいことがあれば、提案してもらいたい。

【赤嶺委員】 お互いの主張の妥協点を探っており、1点目の解説は削除し、2点目を修正することでまとまりかけているのではないか。新政クラブの主張の一部は取り入れられている。

【河崎会長】 自治基本条例の引用は削除し、「行政評価を行う議会が増えています」「今後検討」も削除している。先ほどの案文の「できることを決めました」を、もう少し別の言葉にしていくということではないか。

【井上委員】 山田委員の案でもよい。

【山田委員】 「執行機関の行政運営に対して評価ができると規定しました」と書いているだけである。計画・実行・評価・改善は説明文であり、これ自体に一つ一つかかわると書いているわけではない。

【中村副会長】 それでもよいが、実行する「D」があるからこそそのPDCAであり、議会には「D」がない。自治基本条例で定める執行機関が行うPDCAサイクルを、議会に持ってくることはそもそも違う。

【山田委員】 行政運営がPDCAであると説明しているだけである。行政運営していることをチェックし、改善に結びつけるという役割を議会は果たすべきと言っているだけである。

【河崎会長】 PDCAのどれに対しても議会は監視を求められている。そのことを少し詳しく述べているだけで問題はないと思う。それをやるかやらないかは各会派で温度差がある。

「執行機関の計画・実行・評価・改善の行政運営のサイクル」は少ししつこい言い方かとも思う。「執行機関の計画・実行・評価・改善のサイクル」か「計画・実行・評価・改善の行政運営サイクル」ではどうか。

【山田委員】 どちらかといえば後者がよい。

【河崎会長】 「議会として、計画・実行・評価・改善の行政運営サイクルに関与できることを決めました。」だとサイクルに直接関与するわけではないので、行政評価を行うことができるかどうかに入れないとおかしくなるか。

【窪委員】 PDCAに対して、それぞれ評価をしていく。行政機関に対し、執行機関ではない議会は適正かどうかチェック、監視する。その提案は一般質問や委員会審査で行うしかない。

【山本委員】 「議会として、計画・実行・評価・改善の行政運営サイクルに関与する「行政評価」を決めました。」でどうか。

【河崎会長】 「議会として、執行機関の計画・実行・評価・改善のサイクルに関与して、行政評価を行うことができると規定しました。」でどうか。事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 「関与」がデリケートな感じがするが、基本的にはよいと感じる。

【河崎会長】 それでは今述べた解説でよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第12条について、意見等はあるか。

【窪委員】 総合計画も議決事件に追加することができるということによろしいか。

【河崎会長】 条例をつくれればできる。

【中村副会長】 この条も参考資料の解説がよいと考えているが、この解説案では1点目の解説は削除を提案したい。「議決できるものは多くありません」という解釈が書かれているが、多いのか少ないのか合意しているわけではないので、そういう文章を入れるのはよくないと考える。2点目は「同条第2項」を「地方自治法第96条第2項」とする。

【窪委員】 同様の意見である。

【河崎会長】 1点目の解説の冒頭の削除はよいが、「地方自治法（第96条第1項）は」以下の解説は生かしたほうがよい。議会が何でも決定していると思っている市民が多いからである。

【中村副会長】 それで構わない。

【河崎会長】 この条は、1点目の解説の「議会は」から「ありません。」までを削除することでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第13条については、市側との意見交換後、再協議となっているが、本協議会ではどこで合意しているかを市側に提示したいこともあり、記載している。

【山本委員】 全体についての疑問点を確認したい。今、逐条解説は資料1をベースに検討していることでよいか。

【河崎会長】 そうである。

【山本委員】 副会長から参考資料の案の提案があったが、新政クラブは資料1をどのようにするかという検討の仕方はしていないのか。それとも参考資料が新政クラブの意見ということなのか。

【中村副会長】 新政クラブは参考資料のほうがよいと考えているが、会長とも協議しているので、基本的には資料1を基に議論を進めている。ただ、この条については新政クラブで出した参考資料の解説にしてほしいということを提案しており、すべて参考資料の案に沿って検討してほしいと提案しているわけではない。

【河崎会長】 逐条解説案は正副会長で作成し、事務局とも議論をして、今の案でやっている。参考資料が新政クラブ案というのは少し違う。

【中村副会長】 新政クラブ案ではなく副会長案と訂正する。正副会長案は資料1であるが、すべて受容したわけではない。仮に参考資料の解説でなければ妥協できないという姿勢をとっていたら、この会議は始まっていない。だから参考資料として副会長案を配付してもらっている。参考資料の案のほうがよいと思っているところは多々あるが、会長と2人で協議するのではなく、本協議会の場で各委員の意見も聞き、言うべき主張はさせていただくということである。

【河崎会長】 資料1の参考資料は、新政クラブ案ではないと理解いただきたい。

第13条の解説について、意見等はあるか。

【窪委員】 この条文は合意されたのか。「一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。）」とあるが、一般質問は市の一般事務だけではない。2点目の解説では、「議員から求められていない答弁や発言をすることは、原則としてできませ

んでした」となっているが、場合によっては市長が見解を述べることもあり得る。

【河崎会長】 「原則として」と入れている。

【窪委員】 一般質問を「市の一般事務」と狭義にくくってよいのか。

【議事担当係長】 一般質問は、地方自治法に位置づけはなく、会議規則第 61 条で「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」と規定されている。

【窪委員】 いつ規定されたのか。

【議事担当係長】 会議規則制定時である。この部分は市議会議長会が標準として定めた規則と同様に定めており、全国の市議会とほぼ同様の状況である。

【窪委員】 かつて昭和天皇の戦争責任問題を問うたことがある。このようなくくりだと、それは関係ないこととなりかねない。市の一般事務と狭義にくくると問題がある。

【議事担当係長】 国会、県議会、市議会それぞれの役割があって、それぞれ会議規則の規定があると思う。その行政体に対する一般事務ということが基本として定められていると考える。

【窪委員】 言論の府であると言いながら、一方では一般事務とくくることが自体いがか。いままでの蓄積では、一般事務に関係ないことも質問でき、答弁も出ていることは明らかにしておきたい。

【河崎会長】 現状においては、括弧内で説明してあるようにしか書くことができない。逐条解説で「市の一般的な事務等」の「等」は入れるとおかしくなるか。

【議事担当係長】 会議規則との関係で言えば、「等」は何を指すのかと問われたときに、答えることができない。

【河崎会長】 「等」は取ることにしたい。

1 点目の解説の 2 行目「一般質問においては」を「一般質問は」とし、結びの「で行われています」を「があります」と変更したい。

【窪委員】 ここは、一問一答方式とするのか、一括方式にするのかの手法の問題ではないのか。

【河崎会長】 一問一答でも一括でもできるということを、条文であえて規定している。

【窪委員】 あくまでも質問のやり方の方法論としての条文ということにしておかないとよろしくないのではないか。

【河崎会長】 2 点目の解説には、先ほど窪委員からも指摘があったが、「原則として」と入れている。

【窪委員】 あえて書かなくてもよいのではないか。政治的に見解が違う問題には、市長も自分の見解を述べることは保障してしかるべきである。前の市長は反論していた。

【河崎会長】 窪委員の質問に対しては反論があったとのことだが、他の議員は反論されたり発言を求められたりということはあまりないとのこと、原則としてできませんでしたという解説になっている。

時間なので、次は第 13 条から協議することとしたい。

【議事担当係長】 第 14 条の解説の訂正をお願いしたい。2 点目の解説 3 行目「による選挙とは定めて」を「の立候補に関する規定を準用して」とし、「あるいは定めて」を「あるいは準用して」としてもらいたい。会長とも相談し、投票に関する規定や法定得票数に関する規定など一部公職選挙法を準用した選挙として行っており、その中で立候補に

関する規定を準用していないことから生じているというように訂正したい。

【河崎会長】 そのように訂正することでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次回は第 13 条から協議する。

2. その他

【河崎会長】 次の日程について、事務局から願います。

【事務局次長】 現段階で決まっている日程は5月20日の9時からであるが、進行状況を踏まえ、その前に日程が必要であれば調整させていただく。

(大波委員入室)

※調整の結果、次回は5月13日の13時からの開催となる。

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後3時19分 閉会